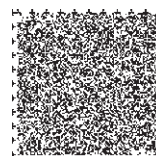


第3部 基本的な障害者施策の方向



第3部 基本的な障害者施策の方向

第1編 基本編

I. 障害のある人の生活の質の向上

〔障害のある人の生活の質の向上のための施策体系〕

1. オーダーメイドの個別支援システムの構築

個別支援計画に基づく支援システムづくり

2. 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実

- ① 自立支援協議会の活性化
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 福祉サービスの充実

3. 特別支援教育の充実

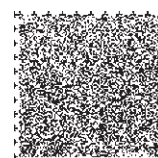
- ① 地域で共に学ぶための環境整備
- ② 特別支援教育の充実に向けた取り組み
- ③ 進路指導の充実と職場開拓の促進
- ④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム

4. 住まいの確保

- ① グループホーム・ケアホームの質・量の充実
- ② 障害のある人向け住宅の確保

5. 障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実

- ① ショートステイ床の確保
- ② 在宅サービスの充実
- ③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進



1. オーダーメイドの個別支援システムの構築

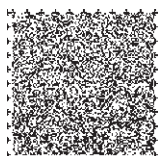
(1) 現状と課題

- 障害の状態は、環境や年齢で大きく変化し、それに対応してケア、訓練、教育を関係機関が連携して実施する必要があります。現在は乳幼児は医療機関、児童相談所、障害児福祉施設、7才から18才までは特別支援学校、小・中学校（特別支援学級）、18才以降は障害者福祉施設（介護、訓練）、企業等、段階により対応の機関がばらばらとなっています。
- 特別支援教育においては、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、一人ひとりの子どもの障害に応じた適切な指導や必要な支援が行われるようにすることが求められていますが、「個別の教育支援計画」については全国に比べ、作成率が低い状況となっています。また、障害者福祉においては、ケアマネジメントを市町村が行い、ケアプランを策定することとなっていますが、こちらも策定率が低い状況となっています。

(2) 取り組みの方向性

個別支援計画に基づく支援システムづくり

- 県は、生まれたときから成人まで、一貫した個別支援計画に基づく支援システムづくり（乳幼児→小学校→中学校→特別支援学校→訓練期間→就労）を構築し、福祉、教育、医療、保健、就労等の関係機関が連携して、ライフステージに応じた総合的な相談支援体制の整備を図り、支援の質を向上させます。
- 県は、利用者一人ひとりに対する適切な支援計画を策定できる技術を身につけた相談支援専門員や、重度重複障害のある人に対応できる専門職員を養成確保するなど、職員の質の向上を図るため、県が実施する研修会への参加等を積極的に働きかけます。あわせて、障害の特性に応じた適切な支援技術の習得のための施策に取り組みます。
- 障害のある人が抱える課題やニーズ、さらには必要とする支援や福祉サービスも、ライフステージに応じて変化していきます。このため、県では、障害種別ごとにライフステージにおける課題を、モデルとして次ぎのように想定し、ライフステージに応じた総合的な相談・支援体制の整備について検討を進めていきます。



障害のある人のライフステージにおける課題

1 各障害の共通課題

(1) 乳幼児期

- 1歳6ヶ月、3歳健診等における障害の気づき（早期発見）と、子どもの障害を確認するまでの親の不安への対応 → 相談場所が少ない
- 就園・就学前の療育の場（早期療育）が不足

(2) 保育園・幼稚園期

- 地域の保育園・幼稚園における障害の気づきと、子どもの障害を確認するまでの親の不安への対応
 - 保育園・幼稚園で相談を受けケアする体制が必要
 - 保育園・幼稚園における療育の質の向上（早期療育）

(3) 小学生～高校生期

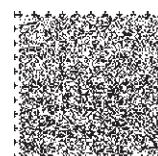
- 子どもの視点に立った就学指導
- 特別支援教育による障害のある子どもの特性にあった教育
- 障害のある子どもの特性に応じた進路指導の充実
- 児童福祉と障害福祉及び教育との連携が必要

(4) 18歳～20歳（子どもと大人の狭間期）

- 教育（18歳まで）と年金受給（20歳から）の狭間で、所得保障がなく自立に向けた生活ができない
- 社会人としての教育ができていない
 - 社会常識やマナーを取得する場が不十分

(5) 成人期（20歳以降）

- 障害年金を含めた所得額が低いため、自立に向けた日常生活を営むことができない
- 障害のある人の特性にあわせた就労の場が不足。また、余暇活動に対する支援も不十分



- 学校卒業後の日中活動の場が確保されていない
- 民間賃貸住宅などの住まいの場が確保されていない
- 安心して医療を受けることのできる体制が不十分
- 親亡き後の障害のある人の生活を支援する地域の体制が不十分

2 障害種別毎の個別課題

(1) 知的障害者

- 乳幼児期における障害受容に対する不安への対応
- 思春期の子どもとの関わりの親の不安への対応
→ 相談場所が少ない
- 家庭での養育が困難（虐待、ひとり親家庭等）な知的障害のある子どもを受け入れる県立施設（登美学園）の老朽化 → 建て替えの検討が必要

(2) 重症心身障害児者

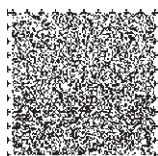
- 県内4カ所の重症心身障害児施設のうち、2カ所は満床、残り2カ所は看護師不足等により新たな受け入れが困難
- 在宅の重症心身障害のある子どもについて、地域のかかりつけ医や入院受入病院の確保が困難
- 特別支援学校卒業後の日中生活の場が不足。また、家族のレスパイトのためのショートステイが不足

(3) 身体障害者（肢体不自由）

- 能力があって社会参加するためにはバリアフリーが必要（公共施設、交通機関、学校や職場のバリアフリー化）
- バリアフリーの住まいが十分に確保されていない

(4) 身体障害者（中途障害の肢体不自由）

- 脳梗塞等を原因とする中途障害のある人の増加。リハビリ機能の充実と介護への結びつけが必要

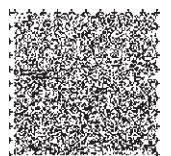


(5) 視覚障害者

- 通常の方法による情報収集が困難 → 日常的な情報の音声情報や点字情報への変換が必要
- 障害の特性に応じた就労の場が不足
- 家庭での養育が困難（虐待、ひとり親家庭等）な視覚障害のある子どもを受け入れる県立施設（筒井寮）の老朽化 → 建て替えの検討が必要
- 高齢化に伴う中途障害のある人の増加
→ 障害を負うことによる社会参加の機会が減少 → 要介護状態になる
- 視覚障害に加えて聴覚障害を併せ持つ盲ろう者は、一人ひとりの障害の状況によってコミュニケーションの方法が異なる
→ 専門的な知識や技術をもつ盲ろう通訳、介助員によるコミュニケーション手段の確保が必要

(6) 聴覚障害者

- 早期発見につながる乳幼児期の障害への気づきが遅い（障害が判りにくい）
- リアルタイムのコミュニケーション、通常の方法による情報収集が困難
→ 手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション手段の確保が必要
- 聴覚障害のある人が必要なときにいつでも相談・支援を行う拠点がなく
→ 聴覚障害者支援センターの設置
- 職場でのコミュニケーションが難しく就労の場が不足
- 家庭での養育が困難（虐待、ひとり親家庭等）な聴覚障害のある子どもを受け入れる県立施設（筒井寮）の老朽化 → 建て替えの検討が必要
- 高齢化に伴う中途障害のある人の増加
→ 障害を負うことによる社会参加の機会が減少 → 要介護状態になる
- 聴覚障害に加えて視覚障害を併せ持つ盲ろう者は、一人ひとりの障害の状況によってコミュニケーションの方法が異なる
→ 専門的な知識や技術をもつ盲ろう通訳、介助員によるコミュニケーション手段の確保が必要



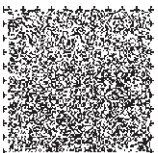
(7) 発達障害者

- 発達障害に対する社会全体の理解・認識不足
- 早期発見、早期療育が難しい状況(障害への気づきの遅れ)
- 乳幼児期の相談先、発達障害を的確に診断できる医療機関が少ない状況
- 中学校卒業後の進路先を決めるのが難しい → 療育手帳の取得ができない場合、特別支援学校への入学が困難
- 障害認定が難しいため、障害年金が受けられないことがある
- 就職しても職場の理解不足により職場に適合できず、離職することが多い

(8) 精神障害者

- 精神障害に対する社会全体の偏見があり、理解が不十分
- 早期受診されにくく、早期発見が困難
- 医療と福祉の連携が不十分 → 現行サービスは病院が中心であり、病院からの地域移行が困難
- 精神障害のある人が必要とする福祉サービスが不十分
→ 通所サービス、居住系サービス、居住サポート等の24時間サービスなど
- 障害特性に応じた職場や働き方が少なく、職場の理解がなく居場所がない
- 身体障害のある人に比較し、公共サービス軽減（JR運賃、有料道路料金等）が手薄

※ 以上の課題及び次項以下のイメージ図は、施策検討のため、障害のある人が抱える課題を概括的に想定したものであり、実際には、障害の状態の他、環境の違いなどによっても異なります。



児童期	保育所・幼稚園	小学生	中学生	高校生	
手当 (20歳未満の障害児[身障手帳1~3級、4級の一部]を養育する保護者に支給) ※月額:1級50,750円、2級33,800円(所得制限等の支給制限有り)					障害基礎年金 (概ね身障手帳1~3級、4級の者の者) ※月額:1級82,508円、2級66,008円(無提出等の支給制限有り)
手当 (20歳未満の在宅重度障害児で、常時介護を必要とする者に支給) ※月額:14,380円(保護者の所得制限等の支給制限有り)					特別障害者手当 (20歳以上の在宅重度障害者で常時介護を必要とする者に支給) ※月額:26,440円(所得制限等の支給制限有り)
					福祉就労の場合:授産品製作等の工賃 ※奈良県:平均月額11,520円
					一般就労の場合:賃金等 ※更生労働省1平成18年度身体障害児・者実態調査:月額70,000円~100,000円程度

<p>身障手帳取得のための15条指定医の診断 医療ケアのための定期的な通院や緊急時の入院等による治療 (例:リハビリ、疾病・傷害の治療等)</p>					
<p>おける保健所の気付き(歳児健診)</p>	<p>地域の保育所・幼稚園における保育・教育 (保育士・教員の加配による個別指導)</p>	<p>地域の学校における特別支援学級での教育</p>	<p>各校での進路指導</p>	<p>高等学校進学 ※個別支援実施の学校も有</p>	<p>大学進学 ※個別支援実施の大学も有</p>
<p>児童も家庭相談センターにおける相談・支援(施設入所等) ※子ども家庭相談センター:中央(奈良市)、高田(大和高田市)</p>	<p>特別支援学校(小学部・中学部・高等部)での教育 ※ 該当特別支援学校:奈良養護、奈良養護整肢園分校、明日香養護奈良東養護(病弱)</p>	<p>専門学校進学</p>			
<p>身体障害者更生相談所における相談・支援(補装具、更生医療の意見書等) ※更生相談所:田原本町(リハビリセンター内)</p>					
<p>障害児療育支援施設における専門的な療育指導・相談 ※県内指定施設:東大寺整肢園、仔鹿園(奈良市)、ゆらくの里(香芝市)</p>					
<p>市町村相談支援事業所における相談・支援(関係機関との連絡調整、権利擁護等)</p>					
<p>身体不自由児入所施設での指導・支援 ※県内施設:東大寺整肢園(民間)</p>					市町村での障害程度区分認定
<p>村での障害程度区分認定</p>	<p>訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、等)の利用</p>	<p>訪問サービス(児童デイサービス)の利用</p>			障害者支援施設(入所)での支援
<p>療育教室における指導・支援</p>					日中活動サービス(生活介護、療養介護、自立訓練等)の利用、市町村地域活動支援センターの利用 ※18歳未満でも利用可
<p>通園施設での指導</p>					日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労
					企業等における就労 → 一般就労
					障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言 ※各圏域施設:コンパス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブリッジ(中和)
					障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、ジョブコーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に指導・支援

幼児期

保育所・幼稚園

小学生

中学生

高校生

障害基礎年金 (概ね身障手帳1～3級、4級の一部の者) ※月額：概ね2,508円、2級66,008円(無拠出等の支給制限有り)

障害厚生年金、障害共済年金

一般就労の場合：賃金等

身障手帳取得のための15条指定医の診断
医療ケアのための定期的な通院や緊急時の入院等による治療
(例：リハビリ、内部障害の治療[人工透析、臓器移植者の免疫抑制剤])

専門相談
機関

県身体障害者更生相談所における相談・支援
※更生相談所：田原本町(リハビリセンター内)

身近な相
談機関

市町村相談支援事業所における相談・支援
(関係機関との連絡調整、権利擁護等)

在宅の場合

市町村での
障害程度区
分認定

訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、等)の利用

日中活動サービス(生活介護、療養介護、自立訓練
等)の利用

日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)
の利用 → 福祉的就労

障害発生前の企業等における就労継続

障害発生前とは別企業等における障害者雇用
→ 一般就労

障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言
※各圏域施設：コンパス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブ

障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業
コーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に

乳児期	保育所・幼稚園	小学生	中学生	高校生	
手当 (20歳未満の在宅重度障害児) 障害児1身障手帳1～3級、4級の一部を養育する保護者に支給 ※月額：1級50,750円、2級33,800円(所得制限等の支給制限有り)					
手当 (20歳未満の在宅重度障害児で、常時介護を必要とする者に支給) ※月額：14,380円(保護者の所得制限等の支給制限有り)					
障害基礎年金 (概ね身障手帳1～3級、4級の一部の者) ※月額：1級82,508円、2級66,008円(無拠出等の支給制限有り)					
特別障害者手当 (20歳以上の在宅重度障害者で常時介護を必要とする者に支給) ※月額：26,440円(所得制限等の支給制限有り)					
福祉就労の場合：授産品製作等の工賃 ※奈良県：平均月額11,520円					
一般就労の場合：賃金等 ※厚生労働省「平成18年度身体障害児・者実態調査」：月額70,000円～100,000円程度					

身障手帳取得のための15条指定医の診断
医療ケアのための定期的な通院や緊急時の入院等による治療 (例：視覚障害、聴覚障害の治療等)

各々での進路指導

就学指導委員会

地域の保育所・幼稚園における保育・教育 (保育士・教員の加配による個別指導)

盲・ろう学校幼稚園における教育

地域の学校における通常学級(通級)による指導を含む)での教育

地域の学校における特別支援学級での教育

特別支援学校(小学部・中学部・高等部)での教育 ※ 該当特別支援学校：盲学校、ろう学校(大和郡山市)

高等学校進学 ※個別支援実施の学校もあり

専門学校進学

大学進学 ※個別支援実施の大学もあり

身体障害者更生相談所における相談・支援 ※更生相談所：田原本町(リハビリセンター内) ※設置場所：橿原市(社会福祉総合センター内) ※聴覚障害者の相談支援拠点なし

市町村での障害程度区分認定

障害者更生相談センターにおける相談・支援 (関係機関との連絡調整、権利擁護等)

盲ろうあ児入所施設での指導・支援 ※県内施設：筒井寮(県立)

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、等)の利用

障害者支援施設(入所)での支援

日中活動サービス(生活介護、自立訓練等)の利用、市町村地域活動支援センターの利用 ※18歳未満でも利用可

福祉法に基づく通園施設での指導 (ハセ園(聴覚))

障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言 ※各圏域施設：コンパス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブリッジ(中和)

障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、ジョブコーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に指導・支援

日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労

企業等における就労 → 一般就労

幼児期

保育所・幼稚園

小学生

中学生

高校生

手当

(20歳未満の在宅重度障害児、療育手帳A及びBの一部を養育する保護者に支給) ※月額:1級50,750円、2級33,800円(所得制限等の支給制限有り)

手当

(20歳未満の在宅重度障害児で、常時介護を必要とする者に支給) ※月額:14,380円(保護者の所得制限等の支給制限有り)

特別障害者手当

(20歳以上の在宅重度障害者で常時介護を必要とする者に支給) ※月額:1級82,508円、2級66,008円(無給出等の支給制限有り)

福祉就労の場合:賃金等

※厚生労働省「平成18年度身体障害児・者実態調査」:月額70,000円~100,000円程度

一般就労の場合:賃金等

※奈良県:平均月額11,520円

おける保健所の気付き(児健診)

障害基礎年金(概ね療育手帳A及びBの一部の者) ※月額:1級82,508円、2級66,008円(無給出等の支給制限有り)

就学指導委員会

各校での進路指導

地域の保育所・幼稚園における保育・教育

高等養護学校での教育

(保育士・教員の加配による個別指導)

※該当校:高等養護、奈良東高等養護部

地域の学校における特別支援学級での教育

特別支援学校(小学部・中学部・高等部)での教育

※ 該当養護学校

奈良東、奈良西、二階堂、西和、大淀

県子ども家庭相談センターにおける障害程度判定(療育手帳)等の支援

※子ども家庭相談センター:中央(奈良市)、高田(大和高田市)

障害児療育支援施設における専門的な療育指導・相談

※県内指定施設:東大寺整肢園、仔鹿園(奈良市)、ゆらくの里(香芝市)

市町村相談支援事業所における相談・支援(関係機関との連絡調整、権利擁護等)

市町村での障害程度区分認

障害児入所施設での指導・支援

※県内施設:登美学園(県立)、愛の集い学園(民間)、吉野学園(民間)

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

障害者支援施設(入所)での支援

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

グループホーム、ケアホームでの支援

村での障害程度認定

障害者支援施設(入所)での支援

療育教室における指導・支援

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

去に基づく通園施設での指導

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

リハセン通園

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

訪問サービス(児童デイサービス)の利用

日中活動サービス(生活介護、自立訓練等)の利用、市町村地域活動支援センターの利用 ※18歳未満でも利用可

日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労企業等における就労 → 一般就労

障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言 ※各圏域施設:コンパス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブリッジ(中和)

障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、ジョブコーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に指導・支援

幼児期

保育所・幼稚園

小学生

中学生

高校生

障害基礎年金(概ね精神保健福祉手帳1〜2級の者) ※月額:1,682,508円、2級0608円(補給出)

障害厚生年金、障害共済年金

福祉就労の場合:授産品製作等の工資 ※奈良県:平均月額11,520円

一般就労の場合:賃金等

まれに中・高生時期の発病あり
(医療機関による診断)

発病
(医療機関による診断)

治療のための定期的な通院や入院による治療

専門相談機関

県精神保健福祉センターにおける困難事例への対応及び精神保健福祉手帳判定等の支援
※センター設置場所:桜井市

身近な相談機関

保健所における精神保健福祉相談 ※保健所:県4カ所(郡山、桜井、葛城、吉野)、市1カ所(奈良)

市町村相談支援事業所における相談・支援(関係機関との連絡調整、権利擁護等)

在宅の場合

市町村での障害程度区分認定

訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、等)の利用

日中活動サービス(自立訓練等)の利用

日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労

障害発生前の企業等における就労継続

障害発生前とは別企業等における障害者雇用
→一般就労

障害者就業・生活支援センターにおける指導・助言
※各圏域施設:コンパス(奈良)、たいよう(東和)、ライク(西和)、ブリッジ(中和)

障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、就職指導、ジョブコーチ) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に指導・支援

幼児期	保育所・幼稚園	小学生	中学生	高校生	
-----	---------	-----	-----	-----	--

手当 (20歳未満の障害児[療育手帳A及びBの一部]を養育する保護者に支給) ※月額:1級50,750円、2級33,800円(所得制限等の支給制限有り)

当 (20歳未満の在宅重度障害児で、常時介護を必要とする者に支給) ※月額:14,380円(保護者の所得制限等の支給制限有り)

障害基礎年金 (概ね療育手帳A及びBの一部の者) ※月額:1級82,508円、2級66,068円(無提出等の支給制限有り)

特別障害者手当 (20歳以上の在宅重度障害者で常時介護を必要とする者に支給) ※月額:26,440円(所得制限等の支給制限有り)

医療ケアのための定期的な通院や緊急時の入院等による治療 (例:てんかん発作、人工呼吸器、喀痰吸引、経管栄養等)

就学指導委員会

各校での進路指導

特別支援学校(小学部・中学部・高等部)での教育
 ※ 該当特別支援学校:奈良東養護、明日香養護 → 訪問教育
 奈良養護学校整肢園分校(施設内分校)
 (ハルツァ・ゴーツェル、奈良医療センターへは奈良東養護が訪問)

県子ども家庭相談センターにおける障害程度判定(療育手帳)、相談等の支援 ※子ども家庭相談センター:中央(奈良市)、高田(大和高田市) ※18歳以上の場合でも、施設入所については児童相談所が相談・支援を行う。

県知的障害者更生相談所における障害程度判定(療育手帳)等の支援 ※更生相談所:田

障害児療育支援施設における専門的な療育指導・相談 ※県内指定施設:東大寺整肢園、仔鹿園(奈良市)、ゆらくの里(香芝市)

市町村相談支援事業所における相談・支援(関係機関との連絡調整、権利擁護等)

重症心身障害児入所施設での治療・支援 ※県内施設:東大寺光明園(民間)、バルツァ・ゴーツェル(民間)、奈良医療センター(独法)、松籟荘(独法)

小児通園施設での指導 ※東大寺華の明、リハセン通園、松籟荘、吉野学園

訪問サービス(居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、ショートステイ等)の利用

村での障害区分認定

日中活動サービス(生活介護等)の利用、市町村地域活動支援センターの利用 ※18歳未満でも利用可

7歳	13歳	16歳	18歳	20歳	40歳	65歳
児期	保育所・幼稚園	小学生	中学生	高校生		
<p>手当 (20歳未満の在宅重度障害児(療育手帳A及びBの一部)を養育している保護者に支給) ※月額：1級50,750円、2級33,800円(所得制限等有り)</p> <p>手当 (20歳未満の在宅重度障害児で、常時介護を必要とする者に支給) ※月額：14,380円(保護者の所得制限等の支給制限有り)</p>						
<p>障害基礎年金 (概ね療育手帳A及びBの一部の者) ※月額：1級32,508円、2級66,008円(無拠出等の支給制限有り)</p> <p>特別障害者手当 (20歳以上の在宅重度障害者で常時介護を必要とする者に支給) ※月額：26,440円(所得制限等の支給制限有り)</p> <p>福祉就労の場合：授産品製作等の工資 ※奈良県：平均月額11,520円</p> <p>一般就労の場合：賃金等 ※厚生労働省「平成18年度身体障害児・者実態調査」：月額70,000円～100,000円程度</p>						
<p>医療機関における発達障害の診断</p> <p>おける保健所 り気つき 見(健診)</p> <p>地域の保育所・幼稚園における保育・教育 (保育士・教員の加配による個別指導)</p> <p>就学指導委員会</p> <p>地域の学校における通常学級(通級による指導を含む)での教育</p> <p>地域の学校における特別支援学級での教育</p> <p>各校での進路指導</p> <p>高等学校進学 ※個別支援実施の学校も有り</p> <p>専門学校進学</p> <p>高等養護進学 ※知的障害伴う場合</p> <p>大学進学 ※個別支援実施の大学も有</p> <p>成人期において障害が見られる例も多い</p>						
<p>こども家庭相談センターにおける障害程度判定(療育手帳)等の支援 ※こども家庭相談センター：中央(奈良市)、高田(大和高田)</p> <p>精神保健福祉センターにおける障害程度判定(精神保健福祉手帳)等の支援 ※センター設置場所：桜井市</p> <p>発達障害支援センター「であ〜」における専門的な相談・支援(相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発等) ※センター設置場所：奈良市</p> <p>町村相談支援事業所における相談・支援(関係機関との連絡調整、権利擁護等)</p>						
<p>障害児入所施設での指導・支援 ※知的障害が著しい場合は松籟荘(重心施設)入所</p> <p>訪問サービス(居宅介護、ショートステイ、行動援護等)の利用</p> <p>訪問サービス(児童デイサービス)の利用</p> <p>育教室における指導・支援</p> <p>に基づく通園施設での指導 リハセンター</p>						
<p>市町村での障害程度区分認定</p> <p>障害者支援施設(入所)での支援 ※知的障害をともなう場合</p> <p>グループホーム、ケアホームでの支援 ※知的障害を伴う場合</p> <p>市中活動サービス(自立訓練等)の利用、市町村地域活動支援センターの利用 ※18歳未満でも利用可</p> <p>日中活動サービス(就労移行支援、就労継続支援)の利用 → 福祉的就労</p> <p>企業等における障害者雇用による就労 → 一般就労</p> <p>企業等における就労 → 障害者としてではなく一般採用で就労</p> <p>発達障害者就労支援センターにおける指導・助言 ※県内施設：コンパス(奈良市)が全県的に相談・支援</p> <p>障害者職業センターにおける指導・助言(職業評価、職業指導、ジョブコーチ派遣等) ※奈良障害者職業センター(奈良市)が全県的に指導・支援</p>						

2. 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実

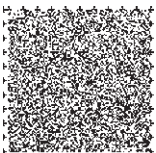
(1) 現状と課題

- 障害のある人のライフステージに応じた相談支援を行うため、福祉、教育、医療、保健、雇用等関係機関が情報の共有を図り、協働して相談支援のあり方について協議する「地域自立支援協議会」の充実が求められます。
- 相談内容に的確に対応するため、関係機関のネットワークづくりを行う県自立支援協議会が設置され、調整業務を行う圏域マネージャーや圏域代表を福祉圏域ごとに配置しています。
- 行政に対する希望として、「障害のある人に必要な相談や情報を提供する体制の充実」を求める声が多くあり、障害福祉サービスが適切に利用されるためにも、それらのサービスについて、わかりやすい情報提供がなされる必要があります。あわせて、身近な場所で相談支援体制が整っている必要があります。
- 相談支援従事者は、障害のある人の多様なニーズとライフステージに応じた総合的な支援を行うことができるよう、専門的な援助方法を使いこなす技術を身につける必要があります。
- 居宅介護や生活介護などを中心に、様々な障害福祉サービスが利用されていますが、今後サービスを利用したいという人の割合が現在サービスの利用をしている人の割合よりも高くなっています。障害のある人が自立した地域生活や社会生活を送るためにも、地域の実情に応じた障害福祉サービスを計画的に提供する必要があります。
- すべての施設が地域生活支援の拠点として機能していくために、情報提供機能、グループホーム運営のためのバックアップ機能、さらにはショートステイ、居宅介護などの居宅サービス機能の強化を図っていく必要があります。

(2) 取り組みの方向性

① 自立支援協議会の活性化

- 市町村において、相談支援事業をはじめ地域の障害福祉に関する課題などを協議する場として地域自立支援協議会を設置する必要があります。県は、地域自立支援協議会の活性化を図るため、その活動に積極的に関与す

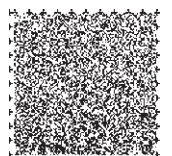


与するとともに、相談支援事業者等関係機関の能力向上のための研修を行うなどの支援を実施します。

- 県は、障害のある人のライフステージの全段階において、生活上の様々な課題に対応できるよう、福祉、教育、医療、保健、雇用などの関係機関が地域の課題に対して協働し、解決方策の検討を行うよう地域自立支援協議会の活動の充実を図ります。
- 県自立支援協議会は、各地域における地域自立支援協議会の状況を把握・評価し、地域における相談支援体制づくりを促進します。
- 地域自立支援協議会で行われた困難事例のケース検討を踏まえ、県自立支援協議会においては、具体化した課題や緊急的な対応が必要な課題を、ワーキングチーム等で検討し、奈良県障害福祉施策の方向性を協議し、示していきます。
- 相談支援に関する専門的な支援を行うため、県は圏域マネージャーや圏域代表を各圏域に配置し、地域自立支援協議会などで地域のネットワーク構築に向けた助言や相談支援体制の状況把握・評価を行います。

② 相談支援体制の充実

- 障害者ケアマネジメントの普及のため、県は相談支援従事者研修の充実及び研修修了者のフォローアップに加えて、ピアカウンセリングの担い手となる人材の養成に努めます。
- 市町村の相談支援体制の機能を強化するため、県は圏域マネージャー及び圏域代表を設置し、相談支援のネットワーク化及び相談支援体制の充実を支援します。
- 相談窓口の整備については、障害福祉圏域や人口規模等を勘案し、県は圏域マネージャー・圏域代表、障害者就業・生活支援センター及び療育発達コーディネーターを1箇所を集め、それぞれの役割を果たしながら、常に緊密な連携を図る総合的な相談支援の窓口を整備します。
- 県は、高次脳機能障害や発達障害をもつ人とその家族に対する専門的支援を行うため、高次脳機能障害支援センター及び発達障害支援センター（でいあ〜）を設置し、各種相談支援やネットワークの構築、普及啓発

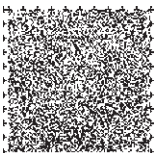


事業を行います。

- 相談窓口において必要な情報がすぐに得られるよう、県のホームページの充実等、インターネットによる情報提供システムの整備のほか、点字や音声などの情報についても整備を行います。

③ 福祉サービスの充実

- 県は、施設入所者の生活の質の向上をめざし、「住まい、日中活動、余暇活動、医療との連携、移送支援、生涯学習」など、生活要素の充実に向けた検討と法人に対する働きかけを進めます。
- 障害のある人が、生活環境や障害の状況に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、県は、グループホーム、ケアホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労継続支援事業などの日中活動の場などの多様なサービス基盤の整備に計画的に取り組めます。
- すべての施設が地域生活支援の拠点として機能するため、県はグループホーム等運営のバックアップ機能を充実させ、あわせて施設と地域が一体となったグループホーム等の整備を支援するとともに、ショートステイや居宅介護など居宅サービスの積極的展開に向け働きかけます。
- 県は、障害のある人の充実した日中活動の場を確保するため、通所施設の整備を図ります。
- 県は、専門性を備え、障害特性等に応じたきめの細かいサービスを提供できるよう、研修などを通じてホームヘルパーやガイドヘルパーなどサービス提供者の質の向上を図ります。
- 障害者自立支援法では、NPO法人等が日中活動等のサービスを提供することができるようになり、また、障害福祉サービスの拠点として、空き教室や空き店舗、民家の活用ができるよう規制緩和がなされました。県は、NPO法人のサービス提供事業への参入を促し、障害のある人が多様なサービスを選択できるようにします。
- 身体障害のある人の日常生活の便宜や社会参加の促進を図るため、県は市町村が実施する日常生活用具の給付・貸与や、障害に応じた補装具の給付に対して支援を行います。
- 県は、障害のある人が安心して福祉サービスを利用することができるよ



う、福祉サービス事業所への指導監督を行うとともに、福祉サービスの評価については、「利用者の視点が含まれているか」、「評価の過程や結果がサービス改善につながるものとなっているか」という点に十分に配慮しながら、すべての障害のある人が良質なサービスを受けることができるよう、第三者評価の実施に向けた取り組みを支援し、福祉サービスの質の向上を進めます。

3. 特別支援教育の充実

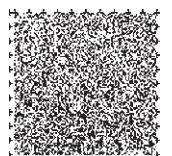
(1) 現状と課題

- 特別支援学校は、地域のセンター的役割を担う学校として位置づけられているとともに、教職員の指導力の向上など資質の向上に向けた取り組みが求められています。
- 障害のある人の個々のニーズに対応した教育内容や教育体制の充実を望む意見が多くあります。教育と福祉が連携して個々の子どもに応じた適切なサービスを提供できる環境整備、障害の状況などに応じて通常学級、特別支援学級・特別支援学校などの選択肢が適切に選べる体制づくりなどが期待されます。
- 特別支援学校卒業後は障害の状態により発達や成長の状態もまちまちであり、ゆっくりと生活能力や就労能力を獲得していくことも必要と考えられます。

(2) 取り組みの方向性

① 地域で共に学ぶための環境整備

- 県は、障害のあるなしにかかわらず、地域で共に育ち、共に学んでいける環境整備を進め、共に学習する機会の提供に努めます。
- 障害のある子どもの就学前教育については、本人の発達の促進や家族の負担軽減、さらには相互理解を図る上でも、地域の幼稚園や保育所における障害児受け入れのための環境整備を進めます。
- 学齢期の子どもたちの放課後と長期休業期間における安全で健やかな居場所を確保するため、県は市町村とも連携し、地域の方々の参画を得ながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館等への受け入れ体制の充実を図ります。



② 特別支援教育の充実に向けた取り組み

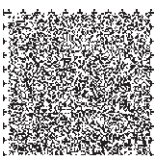
- 県は、特別支援教育充実のための、人員の配置及び専門性の向上に向けた取組や各学校におけるハード面の整備等、体制整備の充実に努めます。
- 県は、特別支援学校の適正な整備を進めるとともに、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として位置づけ、その機能の強化を図ります。
- 福祉と教育の一層の連携を図るため、県は特別支援教育コーディネーターの養成及びその専門性の向上を図りながら、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談に積極的に取り組みます。
- 特別支援教育の理念の実現のため、県は教職員の指導力の向上を図る研修の実施や、様々な障害に対する適切な対応など、専門性の向上を図るための取り組みを進めます。
- 県は、特別支援学校のみならず、幼・小・中・高等学校においても、障害のある幼児、児童、生徒について、個々の障害の状態に応じた指導の内容や方法、配慮事項などを示した「個別の指導計画」を作成することにより、一人ひとりに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことを進めます。
- 特別支援学校においては、長期休業期間における学校外体験活動の充実に努め、あわせて生活力を高める教育を実施します。
- 特別支援学校において、看護師の配置に努めるなど、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安全に安心して学校生活を送れるよう努めます。

③ 進路指導の充実と職場開拓の促進

- 県は、進路指導を充実させるため、企業や労働・福祉機関と一層の連携強化を図りながら、実践的な職業教育を充実させ、働く意欲を高めるとともに、職場開拓を促進します。

④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム

- 特別支援学校卒業後、就職するまでの間に社会適応訓練(インターン期間)を検討します。



4. 住まいの確保

(1) 現状と課題

- ノーマライゼーションの理念のもと、長期の施設入所者等の地域移行を促進するために、グループホームやケアホーム等の地域居住の場や就労継続支援等の日中活動の場を確保する必要があります。また、知的障害や精神障害のある人を中心に、将来の住まいの場としてグループホームやケアホームの整備が望まれています。
- 障害のある人が自立に向けて民間賃貸住宅を活用する場合、バリアフリー住宅が少ない、保証人がみつからない、障害のある人の入居に対する理解が低いなどの様々な問題があります。
- 本県では、グループホームやケアホームの整備が進まないといった課題があり、また公営住宅をグループホームやケアホームに活用することも進んでいないという状況にあります。

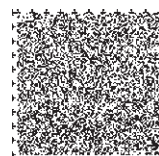
(2) 取り組みの方向性

① グループホーム・ケアホームの質・量の充実

- 障害のある人が地域移行を行うため、グループホーム・ケアホームの役割は重要です。県は、グループホーム等の立ち上げのため「グループホーム・ケアホームへの移行促進事業」（グループホーム・ケアホーム立ち上げのための経費の一部を補助）等を実施し、グループホーム・ケアホームの一層の確保を図ります。
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者で、グループホーム・ケアホームを行うものは公営住宅を使用することができることとなっています。県は、公営住宅の空き家の状況確認やグループホーム・ケアホームとして利用するための改良工事を行う等、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用の促進に努めます。

② 障害のある人向け住宅の確保

- 県は、障害特性や障害のある人のニーズに対応した公営住宅の整備を推進するとともに、民間住宅についても、誰もが安心して暮らすことのできる住宅の建設やバリアフリー化のための支援策の充実に努めます。
- 県は、公営住宅の改築等に当たっては、一定割合を障害者用に割り当てていき、住宅の確保を図ります。



○賃貸住宅等を希望する場合に、円滑に居住することができるよう、県や支援団体（NPO・社会福祉法人等）及び仲介事業者等が連携して入居可能な民間賃貸住宅の登録情報の提供及び居住支援を行う「あんしん賃貸支援事業」を活用するなどして、必要な情報提供と入居までのサポートを実施します。

○賃貸による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対して、県は市町村が実施する市町村地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業」（居住サポート事業）の立ち上げ・拡充を支援するなど、住まいの場の確保に努めます。

5. 障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実

（1）現状と課題

○在宅の重症心身障害児（者）、重度の知的・身体・精神障害のある人が、地域で家族と安心して暮らせるように、その状態やニーズに応じたサービスを充実させる必要があります。

（2）取り組みの方向性

① ショートステイ床の確保

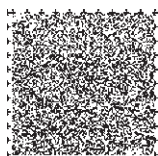
○重症心身障害児（者）の状態やニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービスの充実に努めます。特に在宅の人が地域で安心して暮らせるよう、また、家族のレスパイトケアのため、市町村と連携して生活実態やニーズの把握等を行い、必要数を見極めたショートステイ床の確保を図ります。

② 在宅サービスの充実

○在宅の重症心身障害児（者）や重度の知的・身体・精神障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、訪問看護やホームヘルプサービス、地域の医師による往診の実現など在宅サービスの充実に努めます。

③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

○在宅の重症心身障害児（者）等の家族を中心としたレスパイトケアを充実させるため、医療従事者をはじめ、広く県民にその必要性、重要性を認識する場を確保し、普及・啓発に努めます。



Ⅱ. 障害のある人の社会参加と就労の促進

[障害のある人の社会参加と就労の促進に向けた施策体系]

1. 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり

- ① 障害のある人の社会参加の促進
- ② 障害のある人の就労に向けた支援
- ③ 障害福祉版アドプトプログラム
- ④ 「ものづくり」における農工との連携

2. 障害者雇用モデルの確立

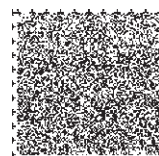
- ① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践
- ② 事業所としての県庁の雇用実践
- ③ 福祉的就労への支援
- ④ 企業による障害者雇用の推進

3. 公的機関による障害者応援システムづくり

- ① 公的機関の発注拡大
- ② 公共機関・大企業によるインターンシッププログラム

4. 障害のある人の所得の確保

各種障害者手当・年金等の充実



1. 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり

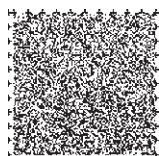
(1) 現状と課題

- 障害のある人の機能回復や健康増進を図り、生きがいを創出するため、障害のある人が地域の人々と一緒に楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション・文化活動・生涯学習の振興に取り組む必要があります。
- 障害のある人が気軽にスポーツや芸術文化等に親しむことができるよう、身近な場所での機会の提供などの支援が必要となります。
- 障害のある人が芸術文化に親しむ機会を増やすため、質の高い鑑賞の機会の提供や、当事者の活動を支援する必要があります。
- 障害のある人が地域で生活していくためには、公的サービスの整備のみならず、コミュニティにおける住民の「共助」の仕組みが必要です。地域における自発的な取り組みを継続させていくためには、活動の機会と場を確保することが重要です。

(2) 取り組みの方向性

① 障害のある人の社会参加の促進

- 県は、社会参加促進のためのチャリティー、手作り市、まつり等を開催し、地域の人との相互交流を通じた理解の促進を図ります。
- 県は、障害者福祉センターを拠点とした社会参加の場を広げ、スポーツやレクリエーションを中心とした交流を促進します。
- 県は、障害者用スポーツ種目の普及、指導者の養成、スポーツボランティアの確保・派遣等、重度の障害のある人も参加しやすいよう、地域における身近な障害者スポーツの振興に努めます。
- 県は、競技スポーツ選手の能力の強化に取り組むとともに、各種スポーツ大会や競技会等への参加を促進します。
- 県は、「障害者作品展」や障害者団体等が取り組む文化活動など、多様な場面での機会の提供や情報発信に努め、あらゆる年齢層を対象とした自主的な芸術・文化活動の振興を図ります。



○県は、福祉に関する重要な施策を検討する委員会などでは、当事者参画を原則とした委員構成を進め、障害のある人の視点にたった施策検討を進めます。

○施設入所者の地域移行を段階的に進めるため、県は自立訓練事業など障害福祉サービスの活用の推進、地域生活を体験できる場の提供等、地域移行をめざした総合的なシステムの検討を行い、地域生活を円滑に進めるための条件整備に取り組みます。

② 障害のある人の就労に向けた支援

○県は、労働局、奈良障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターと連携し、トライアル雇用やジョブコーチ等の積極的な活用を進めるとともに、職場適応に向けた支援を進めます。

○県は、企業、社会福祉法人、NPO法人等を活用して、障害のある人が居住する地域において、就職に必要な知識・技能を習得する機会の拡充に努めます。

○県は、短時間就労、グループ就労、在宅就労等の多様な働き方を広めていくとともに、就職後のフォローアップによる就労の安定と継続のための施策を強化します。

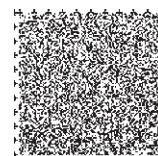
○県は、障害の特性に応じたパソコン研修の開催等、IT化に対応した取り組みを進めます。

③ 障害福祉版アドプトプログラム

○県は、施設の有する資源や各種イベントを通して、施設の利用者と地域住民との交流を図り、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めるための場づくり、及び地域に開かれた施設づくりを働きかけ、利用者の自立と社会参加の意欲を引き出します。

○県は、県民との協働の視点を持ち、NPO法人等の多様な活動、地域における仲間づくり、余暇活動などについて、住民相互の取り組みを支援します。

○コミュニティにおける「共助」の仕組みづくりを支援するために、県は障害者相談員、民生・児童委員など、地域福祉の推進役との連携のもと



に、地域における自主的な活動の充実に向けた支援を行います。

- 市町村社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担うことから、これまでの実績を十分に検証し、地域独自の活動をより一層進めるために、県は奈良県社会福祉協議会と連携しながら支援を行います。
- 県は、ボランティアやNPO活動に関する情報提供・発信を行う奈良ボランティアネットや、障害のある人の活動を支援するボランティアセンターを運営するとともに、県や市町村の社会福祉協議会において、体験・学習の場や参加の機会づくりとしての各種ボランティア講座を開催します。
- 県は、各地域でのボランティア活動の仲介や活動に関する助言・支援、活動団体や関係機関のネットワーク化を促進するボランティアコーディネーターの養成を推進します。
- 県内の障害者福祉施設・事業所や特別支援学校と、地域の企業や学校が協定を結び、定期的に交流する障害福祉版アドプトプログラムを構築します。

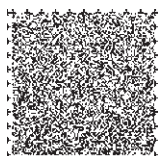
④ 「ものづくり」における農工との連携

- 県は、農工業などのものづくりに取り組んでいる障害者福祉法人に対し、技術指導などの支援を行います。
- 県は、技術的支援に関する関係機関の窓口を周知し、障害者福祉法人が必要としている情報提供等の要望に応えます。
- 県は、NPO法人「奈良県社会就労事業振興センター」を障害福祉施設等に対する社会就労支援の中核機関と位置づけ、県は大量受注の確保や授産品・新たな製品づくりに対する技術支援、製品の販売機会の確保等に対し積極的に支援を行い工賃の向上を図ります。

2. 障害者雇用モデルの確立

(1) 現状と課題

- 実態調査の結果から、働きたいが働き先が見つけれなかったり、居住地



の近くでは見つけられなかったため、他県までの長時間通勤をしている障害のある人が少なからず見られます。そこで、奈良県内における職場の開拓も含め、障害のある人の就労に関する環境作りを進めていく必要があります。

- 障害者雇用を促進させるため、企業等に対し障害者雇用にかかる理解の促進を図るとともに、就労に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。
- 障害の状況や程度によっては、様々な就業形態が必要となるので、短時間就労や在宅就労、仲間との支え合いなど多様な形での就労が可能となるよう、条件整備を図る必要があります。
- 障害者雇用に関しては、既にある仕事に障害のある人が合わせるのではなく、定型業務の切り出しや可視化など、障害のある人の特性・個性に合わせるように仕事を組み替えていくことが必要です。

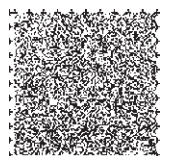
(2) 取り組みの方向性

① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践

- 障害者雇用を着実に推進していくためには、障害のある人や企業の努力のみに期待するのではなく、県が主導的に取り組むことが必要であり、県が企業と福祉分野の架け橋となって、実践を通じた障害者雇用モデルの創出、売れる授産品づくりへの取り組みの拡大、県内企業の障害者雇用への取り組み等を広げていきながら、企業や県民の理解を深めていきます。

② 事業所としての県庁の雇用実践

- 県は、障害のある人の就労を支援するため、県庁自体がひとつの事業所として取り組むことのできる施策を、県庁内の部局を超えて検討し、実践するため、「奈良県障害者就労支援実践会議」を設置・運営することで、障害のある人の就労支援に向けた具体的な取り組みを行っていきます。
- 県は、県が発注する委託業務などを活用して、障害のある人の働く場を広げるための方策を、奈良県庁障害者就労支援実践会議において検討し、取り組んでいきます。
- 県庁における障害のある人の雇用の充実に向け、受入体制及び環境の整



備を図り、雇用可能な職域の拡大を進めます。

○県庁内で障害のある人の働く場を今後も継続して確保していきます。

③ 福祉的就労への支援

○県において物品購入や役務の調達の際、障害者施設等の積極的活用を進めます。

○県は、授産施設や作業所等から就労継続支援事業、就労移行支援事業または地域活動支援センター等の福祉的就労を行う事業所への移行を進めるとともに、企業との連携を含め新しい展開に向けた検討を進めます。

○県は、就労継続支援事業所などの利用者が地域で生活を行うために必要な工賃の向上を目的として策定した「工賃倍増計画」に基づき、事業所等の工賃向上に向けた支援を行います。

○県主催イベント及び県有施設における授産品の販売機会の確保と販売の促進を引き続き行います。

④ 企業による障害者雇用の推進

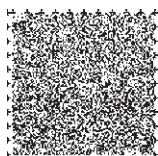
○県は、法定雇用率の達成に向けた制度の周知徹底を図り、企業に対して、障害のある人や障害特性についての理解を進めます。

○県は、障害者就業・生活支援センターへの支援を引き続き行い、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携しながら、就業と生活における自立を図るための継続的な支援を行います。

○県における物品購入や役務の調達の際、特例子会社など障害のある人を多数雇用する企業や障害者施設等の積極的活用を進めます。

○県は、県内の大企業に対して特例子会社の設置を働きかけるとともに、市町村とも連携を行いながら、特例子会社など障害のある人を多数雇用する企業等に対する支援措置の拡大に向けた検討を行います。

○一般企業に就業困難な障害のある人や高齢の人等が主体となり、公共的なサービスをビジネス手法で提供するソーシャルビジネスの起業を支援します。



3. 公的機関による障害者応援システムづくり

(1) 現状と課題

○県内における行政機関、病院、高齢者福祉施設をはじめとする公的機関の物品購入と役務調達の総額は大きく、これらが障害者福祉施設や特例子会社など障害のある人を多数雇用する企業等に振り向けられれば、工賃・賃金の向上や居場所の確保に繋がります

(2) 取り組みの方向性

① 公的機関の発注拡大

○地方自治法施行令の一部改正により、障害者施設からの物品購入や役務の提供について随意契約が可能となったことを、県は積極的に情報提供し、障害者施設からの物品購入及び役務の調達を進めます。

② 公的機関・大企業によるインターンシッププログラム

○県は、障害のある人が障害状態に合わせて様々な体験ができるような機会や場を確保するため、公的機関や企業が社会体験やインターンを受け入れる仕組みをつくります。

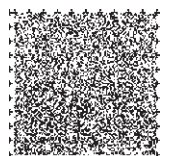
○県は、職場実習先などの公共機関や企業にジョブサポーターを派遣して、障害児（者）の職場実習が円滑かつ効果的に実施されるよう支援します。

○県は、障害のある人が職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援やトライアル雇用、様々な委託訓練を受けられるよう関係機関との連携を行います。

4. 障害のある人の所得の確保

(1) 現状と課題

○実態調査の結果から、障害のある人の世帯の年間収入は「100万円未満」が20.9%と最も多く、次いで「200万円以上300万円未満」が17.5%となっています。また、世帯の暮らし向きについて「生活できる収入はあるが、それほど余裕はない」が37.0%、「生活するのにぎりぎりの収入である」が33.8%と、収入及び生活費の水準並びに暮らし向きは、生活をするのにぎりぎりのものであることが伺えます。社会参加や自己実現のための活動を通して生活の質の向上を図るためには、各種障害者手当や年金のより一層の充実が望まれます。

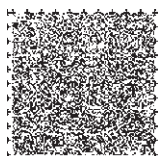


○また、障害のある人を支えている親や家族にとっては、そうした支援者が居なくなった後、いわゆる「親亡き後」の本人の生活を非常に心配している方達も多いことから、障害のある人が一人で安心して暮らしていくことのできる各種障害者手当や年金の給付水準を確保する必要があります。

(2) 取り組みの方向性

① 各種障害者手当・年金等の充実

○障害のある人が安心して生活し、社会参加や自己実現のための活動を通して生活の質の向上を図るために必要とする福祉サービスや医療を受けることができるよう、各種障害者手当や年金等の充実が必要です。このため、県においても障害者の所得の確保を図るため、国に対して手当や年金の給付水準の向上を積極的に要望していきます。



Ⅲ. 障害のある人の安心の確保

[障害のある人の安心の確保のための施策体系]

1. 障害者医療の充実

- ① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
- ② 重症心身障害児（者）への支援
- ③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携

2. 総合的なバリアフリーの推進

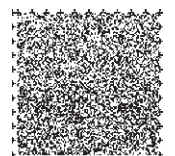
ソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進

3. 防災・防犯対策の充実

- ① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
- ② 防災・防犯体制の向上
- ③ コミュニティにおける防災・防犯体制の強化

4. 相互理解の推進と権利擁護

- ① 相互理解のための広報啓発の推進
- ② 国際交流の推進
- ③ 権利擁護のための施策の充実
- ④ 事業所・病院等への指導の強化



1. 障害者医療の充実

(1) 現状と課題

- 障害の原因となる疾病等に対する適切な治療のための救急医療、急性期医療の体制の充実が必要です。
- 身体合併症を有する精神障害のある人の診療体制の確保など、地域における適切な医療体制の整備が求められています。
- 障害のある人の自立と社会参加の促進に向けて機能回復を図り、重度化・重複化や二次障害等を防止するリハビリテーションの推進が求められています。
- 病院から地域への一貫したリハビリテーションシステムについての検討が必要です。
- 近年の医療技術の進歩等による障害の早期発見や初期の対応により、障害程度の軽減や自立の度合いを高めることが可能となってきています。そのため、各種健康診査の受診等を進めていくほか、各種相談体制の整備などの取り組みが必要です。

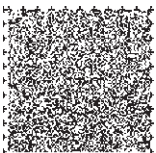
(2) 取り組みの方向性

① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進

- 県は、障害者医療のネットワークの構築に向けた検討やそれらによる在宅医療の推進を図ることにより、専門的な医療を充実するとともに、地域の診療所を支援し、障害者の在宅医療を推進します。

② 重症心身障害児（者）への支援

- 県は、重症心身障害児（者）について、24 時間体制の専門的な医療ケア体制の構築を図ります。
- 県は、障害の程度や特性に応じた適切な支援ができるホームヘルパー等の養成を進め、ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービスの充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の居宅サービスを充実さ

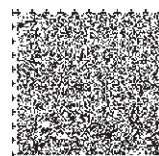


せるため、県は医療との連携を図り、緊急時にも対応できる施策の充実に努めます。

- 在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切なりハビリテーションや療育を行うため、重症心身障害児施設等において実施している重症心身障害児（者）通園事業について、県は充実・強化を図ります。

③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携

- 県は、障害のある人の健康の保持・増進のため、福祉と医療、保健の連携を強化します。
- 県は、各種健康診査の体制を整備し、乳幼児期に限らず、全てのライフステージの中で障害の早期発見体制を充実します。
- 県は、障害の受容、その後の療育へのスムーズな移行、家族の心のケアなど、母子保健活動と連携した早期療育体制の充実を図ります。
- 県は、地域における身近な療育相談や健康相談などの窓口として、保健所や市町村保健センターの専門的相談機能を充実し、あわせて保健師等の質の向上を図ります。
- 県は、障害の発生原因となる疾病等の発生予防と早期発見・早期治療を推進します。
- 県は、障害についての深い知識をもった、質の高い医療従事者の養成確保に努めます。
- 県は、奈良県立医科大学附属病院・精神医療センターを中核に、精神科救急医療体制の充実を図ります。
- 県は、脳性まひ等の二次障害に関する正しい知識を普及するため、広報活動を積極的に行います。
- 県は、退院可能な精神障害のある人の退院を促進するため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施し、病院と地域をつなぐ支援の充実に努めます。

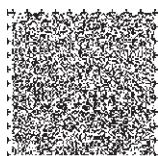


- 各医療機関において、聴覚障害、視覚障害、知的障害などに配慮した情報伝達などの対応に努めます。
- 県は、住み慣れた地域において、一体的に予防、治療、在宅生活への復帰とその継続的な支援ができるようリハビリテーションの提供体制の確保に努めます。
- 県は、急性期、回復期、維持期にいたる一貫したリハビリテーションシステムの構築を図ります。
- 県は、リハビリテーション医療の専門職員の計画的な確保と資質の向上に努めます。
- 障害のある人の自立支援の核となるリハビリテーションセンターなどの施設は、より安心できる機能を持つ福祉と医療の総合支援拠点としての運営を目指します。
- 県は、中途障害のある人に対する適切なリハビリテーションについて検討します。
- 県は、障害のある人が安心して適切な医療を受診できるよう医療受診体制の整備を図ります。

2. 総合的なバリアフリーの推進

(1) 現状と課題

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）などが施行され、バリアフリーに関する取り組みが進むなか、特定の建築物だけでなく、まちづくりにおける総合的な対策が必要です。そこで、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの理念に基づいて、生活環境の整備を推進するとともに、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるような住宅、建築物、公共交通機関等の生活空間のバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 国際観光県として、誰もが訪れやすい観光地としての整備が求められています。



- 実態調査によると、障害のある人の情報入手の手段として、行政の広報が多くあげられています。情報提供者としての行政が期待されており、障害の状況に応じたきめ細かな情報提供体制の一層の充実が必要となります。

(2) 取り組みの方向性

ソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進

県は、障害のある人が安心して暮らすために、コミュニケーション支援や情報提供などのソフト面及び公共施設や駅、道路、住宅などのハード面から、バリアフリー化を推進することとします。

- 県は、視覚障害や聴覚障害のある人に対して、点訳・音訳・手話・要約筆記等のコミュニケーション支援を拡充するため、人材の養成・派遣の充実や情報提供体制の強化など、情報保障の観点に立った取り組みを進めます。また盲ろう者のコミュニケーション手段の確保のため、通訳者や介助者の養成・派遣に努めます。

- 県は、情報提供やコミュニケーションの支援のため、絵文字やかな表示などの表示方法や、情報伝達手段に配慮します。

- 県は、障害のある人のより一層の社会参加の推進を図るため、さらなるガイドヘルパーの養成確保に取り組みます。

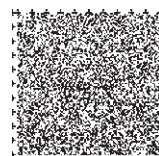
- 県は、公共施設の情報バリアフリー化を進めるとともに、何が情報のバリアとなるか、どうすれば解消できるかなど、マニュアルの作成について検討します。

- 県は、ホームページのユニバーサルデザイン化を進めるとともに、ITを活用した情報提供を充実します。

- 県政広報では、点字広報や音声広報をはじめ、テレビ媒体における情報提供についても、障害のある人への配慮を進めます。

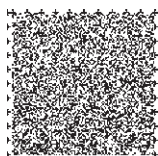
- 県は、パソコン講習会の開催や個別相談により、障害のある人のIT利用の支援に努めます。

- 県は、障害のある人の選挙権行使のため、引き続き投票所のバリアフリー化等に配慮するとともに、病院等における不在者投票、郵便等投票な



どの周知に努めます。また、選挙啓発における情報提供のあり方についても配慮します。

- 県は、市町村等関係機関と連携し、放置自転車対策の取り組みを進めます。
- 県は、交通事業者に対する助成を行い、主要駅のバリアフリー化や低床バスの導入等、交通施設の整備を進めます。
- 「バリアフリー新法」に基づく基本構想を策定する市町村に対し、県は専門的・技術的支援を行います。
- 県は、公共施設において、関係機関と連携を行いながら、誰もが使いやすいトイレの整備を進めます。
- 県内の観光地周辺については、県は民間との協働により、すべての旅行者にやさしい観光地としての取り組みを進めるとともに、バリアフリーマップの作成やホームページ上の情報提供など、利用しやすい観光資源や周辺環境、宿泊施設などについて、広く情報を発信します。
- 県は、幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設などのバリアフリー化をはじめ、バリアフリー対応型信号機の設置など、誰もが利用しやすい道路環境の整備に努めます。
- 県は、すべての人にとって使いやすい製品の開発や生活しやすい環境の実現をめざして、ユニバーサルデザインの考え方を普及するための積極的な啓発を行います。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、利用しやすい施設や設備などの情報を提供します。
- 県は、障害のある人に配慮した住宅の設計事例や施工方法等について、県営福祉パークで実際に資料の展示をするとともに、インターネットにより情報を提供します。
- 県は、「住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、身近な施設のバリアフリー化を一層推進するとともに、障害のある人に配慮した施設や設備、まちづくりについての普及・啓発を進めます。



3. 防災・防犯対策の充実

(1) 現状と課題

- 災害時に必要な情報を得ることができなかつたり、単独での行動ができな
いために安全に避難することが困難であったりする障害のある人に対し
て、災害情報や避難経路等の情報提供や緊急通報システムの整備、地域住
民を含めた身近な地域における支援体制の充実が求められています。
- 障害のある人が災害時等の緊急時に安全に避難できるように、情報提供体
制の構築が求められています。また、障害のある人が安心して避難でき
るように、障害のある人に配慮した避難所の整備などを検討する必要があ
ります。

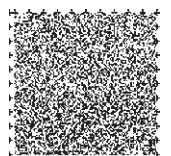
(2) 取り組みの方向性

① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立

- 県は、障害のある人に対する防災知識の普及、緊急通報システムの整備、
障害者避難対応のマニュアル作成などによる避難誘導等の支援の確立を
目指すとともに、「避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指
示」の発令基準を明確化し、早めの避難を促すようにします。また、障
害のある人に配慮した避難所の整備など、関係機関との連携を強化しま
す。

② 防災・防犯体制の向上

- 県及び市町村の防災計画において、災害時発生における障害のある人の
避難及び復旧・復興に配慮し、減災に努め、災害に強い安心して暮らせ
るまちづくりを進めます。
- 県は、お話ファックス（警察への相談等）を周知するとともに、相談体
制の一層の充実を図ります。
- 県は、県警本部に設置しているファックス 110 番やメール 110 番を周知
するとともに、効果的な活用を啓発し、緊急通報体制の充実を図ります。
- 県は、交番等における相談環境の整備のため、手話のできる警察職員や
障害について知識をもった警察職員の配置を進めます。
- 県は、消費者被害の未然防止のため、障害のある人に対する消費者教育



を進めるとともに、あらゆる経済犯罪等の情報提供を行います。

③ コミュニティにおける防災・防犯体制の強化

○県は、市町村がまちづくり団体等と連携して、コミュニティにおけるプライバシーに配慮した障害のある人、一人ひとりの生活状態の把握に努め、地域の防災・防犯体制の強化を図る取り組みを支援し、推進します。

○県は、地域における自主防災組織や自主防犯団体の育成と活動の活性化を支援し、市町村との協力体制を構築します。

4. 相互理解の推進と権利擁護

(1) 現状と課題

○障害のある人もない人も地域で安心して共に生活するためには、住民一人ひとりが障害のある人に対する心のバリアをなくすことが必要です。

○障害のある人に対する理解を進めるために、これまで様々な方法で広報啓発活動を実施してきましたが、より一層の効果的な取り組みが必要です。

○介護給付制度の導入に伴い、意思決定能力や契約締結能力の低い障害のある人の権利擁護が、これまで以上に重要になっています。しかし現状では、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などが有効に活用されているとはいえないことから、これらの制度を利用に結びつけるための条件整備が必要です。

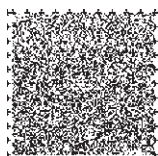
○障害のある人すべてが良質なサービスを受ける権利を保障するために、サービス評価の実施とその公開によるサービスの質の向上に取り組む必要があります。

(2) 取り組みの方向性

① 相互理解のための広報啓発の推進

○障害者週間には、県は啓発や広報活動を重点的に実施します。また、障害当事者と県民がともに語りあう場を増やすなど、啓発方法の工夫を行います。

○県は、障害のある人への理解を進めるため、関係機関と連携して、学校、企業、行政の場などでの啓発に取り組んでいきます。また、幼稚園・小



学校・中学校・高等学校においても交流及び共同学習を推進します。

○県は、障害に対する理解を得るため、冊子やパンフレットを作成し、配布するとともに、ホームページ等で障害に関する情報を発信します。

○障害者施設の行事に地域住民が参加したり、地域の行事に施設利用者が参加することなどを通して、県は相互交流による理解の推進を図ります。

○県は、障害児（者）に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会を拡充します。

② 国際交流の推進

○県は、福祉に関する国際的視察団の受入れや国際的なフォーラムへの参加を通じ、国際交流を推進します。

③ 権利擁護のための施策の充実

○奈良県社会福祉協議会が窓口となる「地域福祉権利擁護事業」や裁判所に申立を行う「成年後見制度」については、制度の内容等が十分に周知されていないと考えられることから、県はまず制度の周知に努め、さらに利用しやすくするための相談環境の充実に取り組みます。

○県は、奈良県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動の充実を図ります。

○県は、相談支援を通じて、障害のある人に対する虐待等の人権侵害事案の防止や早期発見に努めるとともに、万一、人権侵害事案が発生した場合には、市町村や関係機関と連携して早急に救済することのできる体制整備を行います。

④ 事業所・病院等への指導の強化

○県は、福祉サービスの苦情処理システムの整備を図るとともに、障害者福祉施設等に対する指導を強化し、権利擁護に関する研修等の実施について積極的に取り組むよう働きかけます。

○県は、精神科病院入院者の権利擁護のために、精神科病院に対する指導を強化します。